

逗子市総合評価競争入札試行取扱実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、逗子市が発注する工事又は工事系委託業務（以下「工事等」という。）の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするができる一般競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(総合評価競争入札の種類)

第2条 総合評価競争入札の種類は、次のとおりとする。

- (1) 特別簡易型 次条第1号に該当するもの
- (2) 簡易型 次条第2号に該当するもの

(対象工事等)

第3条 総合評価競争入札は、次の各号のいずれかに該当する工事等を対象とする。

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の技術的能力、配置予定技術者の技術力又は社会性・信頼性（以下「施工能力等」という。）と当該入札参加者が提示する金額（以下「入札価格」という。）を一体として評価することが妥当と認められる工事等
- (2) 入札参加者が提示する簡易な施工計画又は業務実施方針及び施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事等

(逗子市財務規則の適用)

第4条 総合評価競争入札に関し、この要領に定めのない事項については、逗子市財務規則（平成3年逗子市規則第6号）の例による。

(低入札価格の調査)

第5条 総合評価競争入札を行うときは、令第167条の10の2第2項の規定に該当するかどうかについての調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うための基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設けて行うものとする。この場合において、調査基準価格の算定、予定価格調書への調査基準価格の記載、入札参加者への周知、入札の執行、調査の実施、調査結果の対応、決定後の対応及び決定後の措置に関する

事項については、逗子市公共工事低入札価格調査取扱要領（平成11年6月23日施行）の規定を準用する。

（資料の提出）

第6条 入札参加者は、定められた期限までに、別に定める技術的要素に関する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。

2 管財契約課長は、提出された技術資料について、必要に応じて、当該技術資料を提出した入札参加者からのヒアリングを実施することができる。

（総合評価の方法）

第7条 総合評価競争入札による評価の方法は、標準点（100点）と技術資料に基づき算出された評価点（以下「加算点」という。）の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。以下この項において同じ。）で除した後、100万を乗じて得られた数値（小数点以下第4位未満の端数を切り捨てる。以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、無効又は失格の入札参加者に関しては、加算点及び評価値の算出は行わないものとする。

3 加算点は、第11条に定める逗子市総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に基づき、第14条第1項の規定により決定された当該工事の総合評価競争入札に係る落札者決定基準により配点するものとする。

（落札候補者の決定）

第8条 管財契約課長は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす入札参加者のうち、前条の規定による評価値の最も高いものを落札候補者とするものとする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、逗子市公共工事低入札価格調査取扱要領の規定に基づき調査・審査を行い、その入札価格について適正と判断されること。

(3) 技術資料が落札者決定基準等に示す要求要件をすべて満たし、かつ、欠格要件に該当しないこと。

(4) その他当該総合評価競争入札に係る公告等において定めた入札参加資格要件等をすべて満たしていること。

2 前項の規定に該当する評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札参加者にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。この場合において、令第167条の9後段の規定を準用する。

(審査の依頼)

第9条 管財契約課長は、総合評価競争入札を行おうとするときは、工事担当の課長と協議の上、次の事項について審査委員会に審査を依頼しなければならない。

- (1) 総合評価競争入札を行おうとする工事等（以下「対象工事等」という。）が第3条に規定する工事等に該当すること。（以下「対象工事等の認定」という。）
- (2) 対象工事等に係る総合評価競争入札における落札者決定基準等の適否

2 管財契約課長は、総合評価競争入札により落札候補者を落札者として決定しようとするときは、その適否について審査委員会に審査を依頼しなければならない。

(審査委員会)

第10条 総合評価競争入札を実施するに当たって、対象工事の認定、落札者決定基準等及び落札者の決定の適否に係る事項（以下「審査対象事項」という。）を審査するため、審査委員会を置く。

2 この要領に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関する必要な事項は別に定める。

(学識経験を有する者からの意見聴取)

第11条 審査委員会は、第10条第1項の規定による審査の依頼があったときは、令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、落札者決定基準等の適否について、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）から意見を聴く（以下「意見聴取」という。）ものとする。

2 審査委員会は、第10条第2項の規定による審査の依頼があったときは、令第167条の10の2第5項及び地方自治法施行規則第12条の4の規定に基づき、前項の規定による意見聴取において改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合に限り、落札者決定の適否について、あらかじめ2人以上の学識経験者から意見聴取を行うものとする。

3 前2項の規定による意見聴取は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 学識経験者を審査委員会の会議に出席させて行う方法
- (2) 学識経験者との面談により行う方法
- (3) 学識経験者から書面（電子データを含む。）を収受する方法

(審査結果の通知)

第12条 審査委員会は、審査が終了したときは、その都度、その結果を管財契約課長に通知するものとする。

(審査対象事項の決定等)

第13条 管財契約課長は、審査委員会から前条に規定する通知を受けた場合において、当該通知の内容が審査対象事項について適正であると審査委員会が判定したときは、対象工事を認定又は落札者決定基準若しくは落札者について決定するものとする。

2 前項の場合において、当該通知の内容が審査対象事項に適正でないと審査委員会が判定したものであるときは、管財契約課長は、工事担当の課長と協議の上、対象工事の選定又は落札者決定基準等の作成若しくは落札候補者に係る評価値の算出を再度行うものとする。

(入札参加者への周知)

第14条 管財契約課長は、総合評価競争入札を行うときは、逗子市財務規則の規定によるもののほか、入札公告に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 総合評価競争入札の方法によるものであること。
- (2) 技術資料の内容、提出期限、提出方法等
- (3) 落札者決定基準等
- (4) 低入札価格調査基準を設け入札を行うこと。
- (5) 落札者の決定は、評価値の算出後に落札者を決定した上その内容を各入札参加者に対して通知すること。
- (6) 次条第2項に規定する落札者が提示した技術的要素の内容が履行できなかった場合の措置等
- (7) 総合評価の結果について公表すること。
- (8) その他の必要事項に関すること。

(技術的要素に係る履行の担保措置)

第15条 管財契約課長は、落札者が提示した技術的要素の内容のすべてを契約書に記載し、その履行を確保するものとする。

2 前項に規定する記載事項のほか、工事等の検査における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について、その旨を契約書に記載するものとする。

- (1) 工事等の検査において、契約書に記載してある技術的要素の内容（以下「契約性能等」という。）を満たしていることをすべて確認できないとき 当該工事等の契

約内容のうち、契約性能等についての履行義務にかかる部分は、工事等の完成後においても引き続き存続すること。

(2) 工事等の検査（前号の場合において行う完成後の契約性能等の確認検査を含む。次号において同じ。）において、契約性能等を満たしていないことが確認された場合で、技術的要素の性格から再度の施工が困難である場合又は合理的でないとき業務又は工事成績評定点の減点措置、指名停止措置、契約金額の減額変更、損害賠償請求等を行うこと。

(3) 工事等の検査において、契約性能等を満たしていないことが確認された場合で、再度の施工が可能なき 再度の施工を義務づけるとともに、工事成績評定点の減点措置を行うこと。

3 監督員又は検査員は、工事等の監督又は検査に当たっては、契約性能等を満たしていることを確認するものとする。ただし、前項各号に規定する場合にあっては、検査員は、監督員と協議の上決定した契約性能等の履行確認検査の期日又は再度の施工の期限を管財契約課長に通知するものとする。

（委任）

第16条 この要領に定めるもののほか、総合評価競争入札の試行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。